

入札参加要領		
入札参加資格		①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。 ②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
参加申込	様 式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和7年5月19日（月）17時15分まで
入札	様 式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和7年5月21日（水）11時00分
	入札方法	①封筒に入れ封印を押してください。 ②入札価格は総額を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。 ③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。
	入 札 投函場所	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム上北沢ホーム 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢 1-28-17
	その他	①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不落になった場合、再入札とします。 ②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。
質疑応答	質問方法	下記「問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和7年5月19日（月）17時15分まで
申込先・ 入札に関する 問合せ先	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム上北沢ホーム 大塚 電話：03-3306-5155（平日9:00～17:00） E-mail：t_ohtsuka@setagaya.j.or.jp	
仕様に関する 問合せ先	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム上北沢ホーム 本間 電話：03-3306-5155（平日9:00～17:00） E-mail：t_homma@setagaya.j.or.jp 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム芦花ホーム 鈴木 電話：03-5317-1094（平日9:00～17:00） E-mail：s_suzuki@setagaya.j.or.jp	

受水槽・雑排水槽・汚水槽等 清掃・点検業務委託仕様書

1. 履行場所

(1) 特別養護老人ホーム 芦花ホーム

東京都世田谷区粕谷 2-23-1

(2) 特別養護老人ホーム 上北沢ホーム

東京都世田谷区上北沢 1-28-17

2. 業務内容

受水槽・雑排水槽・汚水槽等 清掃・点検業務

3. 履行期間

契約の日から令和9年3月31日

4. 業務対象物

		台数	容量	回数	備考
芦花ホーム	上水受水槽	1	50.0 m ³	1 回/年	
	中水受水槽	1	10.0 m ³	1 年/回	
	汚水槽 1	1	7.5 m ³	3 回/年	汚泥量
	汚水槽 2	1	2.5 m ³	3 回/年	約 1,000 kg/回
	雑排水槽 1	1	2.5 m ³	3 回/年	
	雑排水槽 2	1	2.5 m ³	3 回/年	
	貯湯槽	4	3.0 m ³	1 回/年	パッキン交換含む
	消火水槽	1	45.5t		必要に応じて対応
	防火水槽	1	100t		必要に応じて対応
上北沢ホーム	上水受水槽	1	20.0 m ³	1 回/年	
	雑用水受水槽	1	20.0 m ³	1 回/年	
	汚水槽 1	1	5.0 m ³	3 回/年	汚泥量
	汚水槽 2	1	6.0 m ³	3 回/年	約 1,000 kg/回
	雑排水槽 1	1	2.0 m ³	3 回/年	
	雑排水槽 2	1	3.0 m ³	3 回/年	
	雑排水槽 3	1	5.0 m ³	3 回/年	
	貯湯槽	2	5,000ℓ	1 回/年	パッキン交換含む
	蓄熱槽	1	10.0t	1 回/年	
	消火水槽	1	25t		必要に応じて対応
	防火水槽	1	60t		必要に応じて対応

5. 受託条件

受託者は東京都及び搬入先道府県の産業廃棄物処理業許可業者（収集運搬）及び世田谷区の一般廃棄物処理許可業者（収集運搬）であり、本仕様における業務で排出される廃棄物各品目の収集運搬許可を有する者であること。なお、契約時に許可証の写しを添付すること。

6. 業務内容

（1）受水槽清掃

①「水道法」、「水道法施行規則」及び「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び同法に基づく厚生労働省告示並びに各地方条例に定めるところによる。

②清掃業務

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる事業の登録を受けている者が行うこと。

イ 受水槽が常に正常な状態を保つように清掃業務を行うこと。

ウ 作業は、健康状態が良好な者が行うものとし、健康不良な者は作業に従事させないこと。また、作業に使用する作業衣及び使用器具は、水槽清掃専用のものとし、消毒殺菌処理を施したものであること。

③作業手順

ア 受水槽の内部の清掃を行う前に、水槽外部（周囲）の清掃を行うこと。

イ 水槽内の照明及び換気等に注意して事故防止を図ること。

ウ 受水槽の清掃は、沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄すること。

エ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行うこと。

オ 清掃完了後、水道引込み管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにすること。

カ 清掃完了後、水槽内全面を有効塩素 50～100 mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤で 2 回以上水槽内の消毒を行うこと。

キ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒液を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。なお、消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除し、消毒終了後、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じること。

ク 消毒後の水槽内への上水の注入は、消毒作業完了後、30 分以上経過してから行うこと。

ケ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等を遵守し、適切に処理すること。

④水質検査業務

ア 受水槽から給水を受けている建物群ごとに、水槽の水張り終了後に水質検査を行う

こと。

イ 水質検査は、水道法第 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者、又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事業の登録を受けている者が行うこと。

ウ 水質検査は、給水栓及び水槽の水質について行い、遊離残留塩素濃度 0.2 mg／1（結合残留塩素の場合は 1.5 mg／1）以上、色度は 5 度以下、濁度は 2 度以下、臭気及び味については異常でない（ただし、消毒によるものを除く。）ことを確認すること。

⑤点検業務

受水槽の清掃に併せ、水槽、揚水ポンプ及び各配管類等の点検を行うこと。点検の結果は発注者に報告するものとし、不良部分を発見した場合等は、発注者の指示を受けること。

⑥作業報告

作業終了後、実施業務に係る報告書を遅滞なく提出すること。

- ・清掃業務実施報告書
- ・点検報告書
- ・水質検査報告書
- ・従事職員の細菌等検査結果
- ・貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書
- ・清掃前、清掃中及び清掃後の写真

（２）汚水槽清掃

①「下水道法」、「下水道法施行令」及び「下水道法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び同法に基づく厚生労働省告示に定めるところによる。

②清掃業務

ア 蚊、ハエ等の発生防止に努め、清潔を保持すること。

イ 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに作業中の事故防止に留意すること。

ウ 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。

エ 水槽内に立ち入るときは、火気に注意すると共に、換気を十分に行い、安全を確保すること。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行うこと。

③作業手順

ア 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。

イ 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行うこと。

ウ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき適切に処理すること。

④作業報告

作業終了後、実施業務に係る報告書を遅滞なく提出すること。

- ・清掃業務実施報告書
- ・点検報告書
- ・清掃前、清掃中及び清掃後の写真
- ・一般廃棄物管理票（マニフェスト）

（３）貯湯槽清掃

①清掃手順

- ア 貯湯槽内排水後、貯湯槽内設備機器の点検を行ったうえで、清掃を行うこと。
- イ 点検の際に劣化が確認されたパッキン等の消耗品については、受託者の負担により交換すること。
- ウ 貯湯槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除したのち、貯湯槽周辺の清掃を行うこと。
- エ 貯湯槽の清掃終了後、塩素剤を用いて２回以上槽内の消毒を行うこと。
- オ 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/l 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液、またはこれと同等の消毒能力を有する消毒剤を用いること。
- カ 消毒作業は、槽内の全壁面、床及び天井の下面に対し、高圧洗浄機等を利用して噴霧により消毒薬を吹き付けるか、清潔な専用ブラシ等を利用して行うこと。また、消毒に用いた排水は完全に槽外に排除すること。
- キ 消毒終了後 30 分以上経過した後、貯湯槽の水張りを行い、給湯栓及び槽内における湯について、残留塩素の測定、濁度・色度・味・臭気の検査を行うこと。

②作業報告

- ・清掃業務実施報告書
- ・点検報告書
- ・清掃前、清掃中及び清掃後の写真

（４）雑用水受水槽清掃

①作業手順

- ア 水槽内排水後、水槽内設備機器の点検を行ったうえで、清掃を行うこと。
- イ 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除したのち、水槽周辺の清掃を行うこと。
- ウ 水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて２回以上水槽内の消毒を行うこと。
- エ 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/l 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液、またはこれと同等の消毒能力を有する消毒剤を用いること。
- オ 消毒作業は、槽内の全壁面、床及び天井の下面に対し、高圧洗浄機等を利用して噴霧により消毒薬を吹き付けるか、清潔な専用ブラシ等を利用して行うこと。また、消毒に用いた排水は完全に槽外に排除すること。
- カ 消毒終了後 30 分以上経過した後、水槽の水張りを行い、給水栓及び水槽における水について、残留塩素の測定、濁度・色度・味・臭気の検査を行うこと。
- キ 作業は健康状態の良好な者が行い、作業衣、清掃器具は受水槽清掃専用のものを使用すること。また、作業は衛生的に行われるよう配慮すること。

②作業報告

- ・清掃業務実施報告書
- ・点検報告書
- ・清掃前、清掃中及び清掃後の写真

(5) 雑排水槽清掃

①作業手順

- ア 汚泥等の収集後に槽の周囲の付着物を取り除き、洗浄すること。
- イ 清掃後は塩素剤を散布して消毒すること。
- ウ 運搬・処分 収集した汚泥等は廃棄物の清掃及び処理等に関する法律その他関係法令に基づき、適正かつ安全に運搬、処分を行うこと。
- エ 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有するものが業務を行うこと。
- オ 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- カ 受注者は、作業時には酸素欠乏症等防止規則第 11 条の規定に基づく第 2 種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者を 1 名以上従事させ、槽内酸素濃度及び硫化水素濃度の測定を適切に実施すること。
- キ 受注者は、業務の実施にあたって設備の異常又は点検等により正常に作動していないことを発見した場合は直ちに措置を行い、発注者へ状況を報告すること。

②作業報告

作業終了後、実施業務に係る報告書を遅滞なく提出すること。

- ・清掃業務実施報告書
- ・点検報告書
- ・清掃前、清掃中及び清掃後の写真
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

7. 負担区分

(1) 事業団の負担

業務に必要な光熱水費。

(2) 受託者の負担

- ①業務に必要な機械、用具、材料、消耗品。
- ②被服、手袋類の消耗品。
- ③業務中に生じた事故の責任のすべて、およびこれに要する一切の経費。
- ④業務中に、従事者が故意もしくは重大な過失によって、施設（建物・工作物・備品・什器類）に損害を与えた場合に、原状回復に必要な一切の経費。
- ⑤各水槽から除去した沈殿物等は、廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を受けた

ものが、中間処理及び最終処分を確実に行うこと。

- ⑥汚水槽及び雑排水槽の清掃により発生した汚泥は、し尿混じりのビルピット汚泥（一般廃棄物汚泥）及び産業廃棄物汚泥として処理すること。処理費用については本契約金額に含まれる。

8. 支払方法

検査終了後、請求に基づき支払う。

なお、支払は銀行口座振込によるものとし、手数料は受託者の負担とする。

9. その他

- （１）施設の通常業務に支障をきたさないように施設担当者と日程を調整すること。
- （２）業務に際しては、法令等を遵守すること。実施方法について疑義が生じた場合は施設担当者と協議すること。また、安全面を保証すること。
- （３）別紙「請負契約に関する特記事項」を遵守すること。

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。
また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複製し、または複製してはならない。
甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

（契約解除）

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3 か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

入 札 書

1. 件 名 令和 7－8 年度受水槽・雑排水槽・汚水槽等清掃
 ・点検業務委託契約（2 年契約）

2. 金 額（消費税込み）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

（入札者） 所在地

（住所）

社 名

代表者

氏 名

印